

「小田原市営住宅条例等の一部改正」に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市営住宅条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和元年12月23日(月)
意見提出期間	令和元年12月23日(月)から 令和2年1月21日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ等)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	3件(1人)
インターネット	1人
ファクス0	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他(質問など)	3件

〈具体的な内容〉

	意見の内容	区分	意見に対する考え方
1	平成31年1月から令和元年12月分の家賃のうち、入居者から家賃の支払いがないため、連帯保証人へ請求した件数と金額はいくらですか？	D	請求した対象者はございません。
2	平成31年1月から令和元年12月分の家賃のうち、入居者から家賃の支払いがないため、連帯保証人へ請求し、その結果徴収できた件数と金額はいくらですか？	D	連帯保証人に請求していないため、徴収実績はございません。
3	連帯保証人を廃止すると、家賃が支払われず、本人に支払い能力がないと他に請求できる者がいなくなってしまうますが、その点についてどのように考えているのでしょうか？	D	現在、連帯保証人に請求する事例はごくわずかであり、連帯保証人制度廃止による影響は軽微であると考えております。今後ともこれまでどおり丁寧な滞納整理を心掛け、状況によっては福祉部局との連携を図るなど、滞納の抑止に努めてまいります。